

とくしま医療センター西病院  
障害者虐待防止マニュアル

## 目次

- I 障害者の虐待とは
- II 障害者虐待防止への対応体制
- III 障害者虐待の早期発見及び通報
- IV 障害者虐待通報の受付
- V 障害者虐待の報告・確認
- VI 原因分析と再発の防止
- VII 通報者の保護
- VIII 障害者虐待の防止や、人権意識向上のための研修
- IX 権利擁護のための成年後見制度
- X 高齢者虐待防止及び児童虐待防止について

## I. 障害者の虐待とは

1. 障害者虐待防止法では、障害者の援護者に対する支援に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）および、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合であっても含まれる。同法では、障害者虐待を、擁護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による虐待に分けるとともに、第3条では「何人も、障害者に対して、虐待をしてはならない」と規定している。

### 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、とくしま医療センター西病院において「療養介護及び「短期入所」に係る業務に従事する職員が対象となる。障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは、次の行為とされている。

- 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の利用者による上記3項目に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 障害者虐待の内容と具体例は、厚生労働省が示す障害者虐待の防止と対応の手引きを基準とする。さらに、上記の障害者虐待に加え、職員等による不適切な支援にも適切に対応する。
4. 当院は、児者一体で運営している施設であり、児童福祉法に基づく給付を受けている障害児入所支援のため児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている。療養介護及び短期入所のため障害者虐待防止法の対象になる。

区分	内容	具体例
<p style="text-align: center;">身体的虐待</p>	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。 身体を縛りつけたり過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平手打ちする</li> <li>• 殴る、蹴る、壁に叩きける</li> <li>• つねる</li> <li>• 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる</li> <li>• 火傷を負わせる</li> <li>• 打撲させる</li> <li>• 身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）</li> </ul>
<p style="text-align: center;">性的虐待</p>	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 性交や性的行為の強要</li> <li>• 性器への接触</li> <li>• 裸にする</li> <li>• キスする</li> <li>• 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は話をする</li> <li>• わいせつな映像を見せる</li> </ul>
<p style="text-align: center;">心理的虐待</p>	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる</li> <li>• 怒鳴ったり、ののしる</li> <li>• 悪口を言い、仲間に入れない</li> <li>• 子ども扱いする</li> <li>• 人格をおとしめるような扱いをする</li> <li>• 話しかけているのに意図的に無視する</li> </ul>

<p style="text-align: center;">放棄・放置</p>	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない</li> <li>・食事の著しい偏りにより、栄養状態が悪化している</li> <li>・あまり入浴させない</li> <li>・汚れた服を着させ続ける</li> <li>・排泄の介助をしない</li> <li>・髪や爪が伸び放題</li> <li>・室内の掃除をしない</li> <li>・ゴミを放置したままにしてあるなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・病気やけがをしても受診させない</li> <li>・学校に行かせない</li> <li>・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する</li> <li>・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li> </ul>
<p style="text-align: center;">経済的虐待</p>	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金を渡さない</li> <li>・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する</li> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない</li> <li>・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない</li> </ul>

## II. 障害者虐待防止への対応体制

1. 虐待防止対応責任者は、管理課長があたるものとする。
2. 障害福祉サービス事業等の利用者本人や保護者、職員等が虐待に関する相談や通報を行いやすくするため、院内に虐待防止受付担当者（庶務班長）を設置する。
3. 虐待防止受付担当者の職務は、次の通りとする。
  - ア) 利用者本人や保護者、職員等からの障害者虐待通報受付
  - イ) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
  - ウ) 虐待内容と虐待改善状況を虐待防止対応責任者への報告

## III. 障害者虐待の早期発見及び通報

1. 職員は、障害者虐待の早期発見に努めるとともに、障害者虐待に関する相談体制の整備、その他虐待を防止するために必要な措置に取り組む。
2. 職員は、障害者虐待の防止、擁護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の施

策に協力するよう努める。

3. 利用者本人及び保護者、職員等から虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。
4. 職員は、虐待を発見した際は、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

#### IV. 障害者虐待通報の受付

1. 障害者虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭でも受け付けることができる。
2. 虐待防止受付担当者は、利用者等からの障害者虐待通報の受付に際して、「虐待通報の受付・経過記録書」に記録する。
3. 通報の内容が通報者の誤認だったことが明らかになり、通報者自らが通報を取り下げたい旨の申し出があった場合、当該虐待通報を取り下げることができる。

#### V. 障害者虐待の報告・確認

1. 虐待防止受付担当者は、文書・口頭で受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者に報告する。
2. 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた虐待防止対応責任者は、通報の内容を確認する体制を指示するなど、事実の把握に努める。
3. 障害者虐待や不適切な支援が認められた場合は障害者虐待防止センターへ通報する。
4. 虐待かどうかの判断が難しい場合においては、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応する。
5. 虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下の点に留意する。
  - ア) 虐待をしているという「自覚」は問わない。
  - イ) 障害者本人の「自覚」は問わない。
  - ウ) 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある。
6. 虐待防止受付担当者は、虐待通報受付から解決までの経緯と結果について書面により記録する。
7. 虐待防止受付担当者等は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市区町村の苦情相談窓口等を紹介するものとする。

#### VI. 原因分析と再発の防止

1. 虐待した職員に対しては、なぜ虐待を起こしたのか、その背景について聞き取り、原因を分析する。
2. 虐待防止対応責任者は、虐待の被通報者とされるものに対して、通報内容に関する事実関係及び虐待の被通報者とされる者の意見を聴取する。
3. 虐待が起きた原因を明らかにし、どうすれば虐待を防ぐことができたのか振り返る。
4. 行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を具体化し、解決策の掲示は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行うこととする。

5. 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、虐待防止部会に助言を求めることができる。
6. 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を「虐待通報対応結果記録書」に記録し、話し合いの当事者間に確認する。また、必要時には虐待防止・身体拘束適正化部会にも確認する。

## Ⅶ. 通報者の保護

1. 障害者福祉施設等の虐待を発見した職員が、直接市町村に通報する場合、通報した職員は、障害者虐待防止法で次のように保護される。
  - 1) 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(障害者虐待防止法第 16 条第 3 項)。
  - 2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと(障害者虐待防止法第 16 条第 4 項)。(通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除く。)
2. 虐待防止受付担当者が受け付けた障害者虐待事案についても、障害者虐待防止法の規定に基づき適切に対応する。

※平成 18 年 4 月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合(例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の 2 つの要件を満たす場合)、通報者に対する保護が規定されている。

## Ⅷ. 障害者虐待の防止や、人権意識向上のための研修

虐待は、どの障害者福祉施設従事者等でも起こりうる構造的な要因があることを自覚し、人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るため、障害者虐待防止研修を計画的に実施していく。研修の実施に際しては下記の点に留意する。

- ① 職員一人ひとりの研修ニーズを把握しながら研修計画を作成する。
- ② 職場内研修(OJT)と職場外研修(off JT)の適切な組み合わせにより実施する。
- ③ 年間研修計画の作成と見直しを虐待防止・身体拘束適正化部会で定期的に行う。
- ④ 研修にあわせて虐待防止セルフチェックシートを活用し障害者虐待防止に関する理解や体制整備の状況の確認等をおこなう。
- ⑤ 全職員を対象に年 2 回、虐待防止セルフチェックシートによるチェックを実施する。

IX. 権利擁護のための成年後見制度

障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその保護者等に啓発する。

X. 高齢者虐待防止及び児童虐待防止について

高齢者及び児童への虐待防止については、本マニュアルに準ずることとする。

障害者虐待の通報窓口

○とくしま医療センター西病院 管理課 庶務班長（内線番号：483）

○吉野川障がい者虐待防止センター

TEL：0883-22-2263

○徳島県障がい者権利擁護センター（徳島県障がい者相談支援センター内）

TEL：088-631-1188

作成 令和5年12月20日

改定 令和6年9月5日